

守山市キャリアリターン制度について

介護、育児等の事情によりやむをえず本市を自己都合退職した職員が、その在職中に培った本市職員としての知識、技能を活かし、即戦力として再活躍してもらうことをねらいとして、元職員の再採用制度を以下のとおり導入します。

1 対象者

以下の要件のいずれにも該当する守山市を自己都合退職した者

(1) 退職した理由が以下のいずれかである者

- ア 結婚、出産、育児、介護、病気やけがの治療、配偶者の転勤等のやむを得ない事由
- イ 留学、転職等キャリアアップ

(2) 在職期間

正規職員として3年以上在籍していた者(ただし、休職、停職、育児休業および修学部分休業等の期間は除きます。)

(3) 退職後の期間

退職後10年以内

(4) 年齢

採用予定日において、59歳以下

(5) キャリアリターン制度により採用されたことがないこと

2 再採用時の処遇

(1) 再採用時の職種は、原則として退職時と同一の職種とします。職級については、退職時と同等以下とし、選考結果を踏まえて決定します。

(2) 再採用時の給料は、同じ職級で再雇用される場合は、退職時の給料号給を基本とし、退職後の職歴等は、守山市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定に基づき加算します。

ただし、退職時よりも下の職級で採用された場合は、給料月額は採用された職級に応じて決定することから、退職時の給料月額を下回ります。

3 再採用の方法

